

別表(第6条関係)

豊富町民運動公園使用料金表

時間区分 使用区分	使用料(円)					
	午前		午後		1日	
	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上
野球場	1,000	3,000	1,500	4,000	2,500	7,000
陸上競技場	1,000	3,000	1,500	4,000	2,500	7,000
運動広場	1,000	2,000	1,500	3,000	2,500	5,000

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。